

安澤喜一郎先生の憲法論と学風・人柄

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学大学史料委員会 公開日: 2009-04-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/3650

安澤喜一郎先生の憲法論と学風・人柄

吉田善明

導を戴き、学説形成のうえで多大の影響を受けている。

一 安澤喜一郎先生の拝顔の榮に浴することができた

のは、一九五六（昭三二）年の法学部二年の学生であった。先生は、和泉校舎旧本館の大教室で張りのある甲高い声で、しかも九〇分間椅子に座することもなく談々と講義をされていたのが想い出される。私は憲法という科目は好きであったこともあり、当時は余りサボることもなく受講していた。その時は、憲法学の研究者になりたいなどとは全く考えていなかった。学年末の試験問題は、「内閣の責任について」であったことが強く印象に残っている。自分なりに努力した答案を書いた記憶だけはある。その後、私は、大学院に入学し、専攻したのが憲法であることから、安沢先生のもので、公私にわたり御指

二 安沢先生は、一八九八（明治三一）年に福井県で

出生。一九一八（大正七）年に明大予科に入学され、一九二三（大正一四）年に明大法科大学を卒業されている。大学令による最初の明治大学法学士であったと聞かされている。その後、先生は法科大学二年次に高等試験行政科試験に合格された大変な秀才であった。卒業後、先生は鉄道省に入省されている。また、卒業二年後、任官の傍ら東京を離れるまでの五年間行政法の講師として教壇にたたれる。その当時の先生の教材を入手することができないのが残念である。先生は、一九二九（大正四）年以降、鉄道省官吏として仙台など国内各地、外地勤務と

して中華民國に赴任されている。第二次大戦が終った一九四五（昭和二〇）年に再び、本学の講師になられ、この度は憲法の講座を担当されている。

一九四七年五月三日に、日本国憲法が制定され、教育改革も同時に進められ、本学も新制大学として新たなスタートをきる。先生は、この機に鉄道省（のちに運輸省に変更）を退職され、本学の専任教授として憲法学の講座を担当されることになる。

三　ここで、本学の創立以来、法学部の憲法講座がどのようにして安沢先生に継承されてきたか。創立以来培われてきた明大学風の中で位置づけてみたい。まず、安沢先生は、第三期の明大アカデミズムを支えた御一人であることを主張しておきたい。すなわち、第一期は、一八八一（明治一四）年一月開校から一九二〇（大正九）年三月で専門学校令による大学の時代である。この時代は、知名の士や学者を糾合して講義がなされていた。当時、憲法講座を支えた講師陣には、フランスから帰朝した西園寺公望、その後継者であった光妙寺三郎、有賀長

雄、京都帝国大学が創設されるまで本学で教壇にたたれた井上密、本学と東京専門学校（後の早稲田大学）とを兼職されていた副島義一などが教壇に立たれている。諸先生はいずれも自由主義者として、当時形成されてきた国家主義に対抗する憲法学者の面面であった。

第二期は、一九二〇（大正九）年四月から第二次世界大戦後の一九四九（昭和二四）年三月までの大学令による大学の時代である。本学をはじめ各私立大学は、それぞれ専任教授陣を擁して大学としての体制を整えている。本学法学部は法律学科と政治学科（一九二五年に政経学部として独立）の二学科を擁し、独自の学風を形成していく。憲法学においては、本学出身の松本重敏先生が法律学科で、植原悦二郎先生が政治学科で教壇にたつ。松本重敏先生は、本学が与えた第一号の法学博士であった。学位論文は『忠君論』である。当時、明治憲法下で軽視されがちであった権利を重視した権利（自然権説的考え方）構成の研究であった。安沢先生は、松本先生の権利論を、こんにちの人権思想につらなる権利論であると高い評価をされている。また、この期に、本学において教

壇に立たれた憲法の講師には、美濃部達吉、上杉慎吉、寛克彦といった東京帝国大学の現役の教授ほか、法制局の金森徳次郎（戦後国務大臣として、吉田内閣のもとで日本国憲法の制定に活躍）がおられた。

第三期は、一九四九（昭和二四）年から一九六九（昭和四四）年である。この期を代表するのが安沢喜一郎先生であり、その後、和田英夫先生、大谷正義先生へと憲法講座が継承されていく。ここでは、安沢憲法学をつぎの観点からスポットをあてて検討してみたい。

四 第一は、安沢先生の学風は、憲法の研究態度（方法）にあらわれる。先生は、アメリカ法学の強い影響を受けたリベラル派であった。先生が憲法学者として教壇に立たれた当時の一九四〇年代後半は、戦前の国家主義憲法学と対峙した自由主義的、立憲主義憲法学者のリードではじまる。日本国憲法がアメリカ憲法の影響を受けて制定されたこともあって、多様な側面から日本国憲法の研究が開始されている。明治憲法がドイツの憲法の影響を受けていたこともあって、多くの憲法学者は、ドイツ

憲法との比較の中での憲法研究が進められていたことを想う時、多様な側面からの研究の意味は大きく、それは学問研究の開放を意味するものであった。先生は、形式論理主義的な概念法学的な研究を嫌い、アメリカ法の影響を受けてアクチャルな、かつリベラルな視点からの研究に専念される。後に紹介する論文はそれらの視点にたつものである。先生は、一九五三（昭和二八）年にアメリカ・イリノイ州立大学に在外研究員として出かけられるが、帰国後は一段と強い反骨精神をもち、人権尊重の視点から憲法研究の成果を発表されている。

第二は、先生の研究発表および著作目録が、そしてまた学位論文が示すように、憲法研究の中でも、予算研究に関する論文が圧倒的に多い。このことは先生が学界において、予算の法的研究の権威として評価されていることを意味する。学位論文は、「立法から見た予算制度」である。先生は、予算の本質は、行政ではなく、法律と並列する国法形式（通説になっている）でもなく、たんに立法（法律）であると説く。そのことは、アメリカ、イギリスでみられる立法としての予算である考え方を導入

し、それを日本国憲法の制定過程を通して明らかにされる。先生は、日本国憲法が制定される背景にはマッカーサー憲法草案があり、その前提にはマッカーサー三原則（マッカーサー・ノート）がある。そこでは「イギリス

型予算制度の採用」が示唆されている。この考え方のもとに、日本国憲法八三条の財政議決主義の規定が生れた。先生はこの視点から「予算の本質は立法」であって行政事項として理解すべきではないと説かれる。こうした理解のもとで、日本国憲法にみられる予算論議が、今後、国会においてなされる時、明治憲法下の予算の考え方は異なり、予算は自由に論議され、自由に修正されるべきであって、政府が主張する予算修正の限界などありえないことを強調される。また、予算について、明治憲法のもとでは行政説が通説であったが、日本国憲法のもとでは国法形式説が通説的地位を占めることになった。先生は、この通説的理解では、官僚主導型の予算を是認するだけであり、国会主導型の予算とはならないと、その批判は厳しい。予算の本質についての学界の研究状況は、その後も十分に進んでいるわけではないので国法形式説

が通説となっでいる点では変りがないが、安沢先生が提起されている立法（法律）説は有力説となり徐々に支持者が増えてきている。ちなみに、私もこの説にたった予算論を展開している。

第三に、先生の憲法論のもう一つの特徴は、第九条論である。この研究は、一九六九（昭和四四）年に本学で定年退職された後の、和光大学における先生の本格的研究であったといつてよい。先生の研究の成果が、一九八一（昭和五六）年に『起草および制定の事実に立脚した憲法第九条の解釈』（成文堂）を發表される。先生は、この論文の中で、日本国憲法第九条では、戦争の放棄、武力の不保持、交戦権の否認規定について定め自衛隊については全く触れられていない。ところが、日本国憲法の制定議会で、吉田茂首相（当時）は、「自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものであります。」（六・二六）とか、「故に正当防衛権を認めることがたまたま戦争を誘発する所以だと思つのであります」（六・二八）とか説明するが、このことは「いかなる理由をもつてするも憲法の法理を無視した説明であり、また国際

法の原則に反する不合理極まる議論であるといわなければならぬ」と厳しい批判を加える。そして、そのことを前提にして、憲法第九条を理解し、憲法解釈がなされていくことを望むとし、この視点から自衛隊の合憲論を展開する。

たしかに、四六年二月一三日のマッカーサー・ノートには、「国権の発動たる戦争は廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争を放棄する」(傍点筆者)との内容がみられた。ところが、マッカーサー草案の段階で、その作業にあたっていたケーデスは、「自己の安全を保持する手段としての戦争を放棄する」といった内容の箇所を削除したことは事実である。しかし、そのことをもって、即自衛隊合憲論と結びつくとは私には思われない。現に、四六年一月二四日に、幣原首相はマッカーサーとの間で、「日本は軍事機構は一切もたないことをきめたい」と提案した。そうなれば「旧軍部がいつの日かふたたび権力をにぎるような手段を未然に打消すことになり、また日本にはふたたび戦争を起す意思は絶対

にないことを世界に納得させるという二重の目的が達せられる(六八頁)」ということが資料によって明らかにされている。ケーデスがマッカーサー・ノートで、たしかに「自己の安全を保持するための手段」としての戦争(自衛戦争)部分を削除したが、そのことをもってそれが自衛隊合憲論を意図した削除であったと解することはできないであろう。それにしても、膨大な資料を駆使しての九条論の展開は一つの見解として注目されてよいであろう。

第四は、先生の憲法体系書の刊行についてである。先生の著作目録を拝見すると、御著書「日本国憲法論」(交通日本社)が、一九四七(昭和二二)年一月二五日に刊行されている。日本国憲法が施行された半年度の刊行であった。美濃部達吉『新憲法概論』(有斐閣)が四七(昭和二二)年二月刊行であるから、それにつづいての刊行である。先生の大変な努力の成果であり、その作品を一読すると瑞々しい新鮮さが日本国憲法の解説を通して伺われる。この出版について先生から直接伺いしたことがあるが、先生は、憲法の内容の正確さを新聞から

だけでは入手できないので夏休みを利用して、連日、国会図書館にかよい、衆参両院の本会議事録、委員会会議録などを読みながらまとめあげたのである」とその回顧をのべられていたのが印象に残る。御著書の内容をみると、憲法（第一章）、主権（第二章）、天皇（第三章）、戦争の放棄（第四章）、国民の権利及び義務（第五章）、三権分立（第六章）、国会（第七章）、内閣（第八章）、司法（第九章）、財政（第一〇章）、地方自治（第十一章）

二六七頁からなる。当時の著書からみれば、当然ともいえるが、明治憲法との比較の中で日本国憲法の特徴を引き出す手法をとっている。しかも、御著書の執筆について、「本書は、深淵な理論よりも、むしろ国民の声を、国民の世論をとり入れたといふ希望から、憲法制定の議会における論議を多くとり入れてあることを、特におことわりして置く」（二頁）とのべている。先生は、国民に新憲法の内容を知らせ、理解させるかの努力をしていることが随所にみられるのである。とくに、このことを強調したいのは、先生は戦後、官界から学界に身を投じ、官界時代の反省が官僚による国民統治の道具となる憲法で

あつてはならず、国民のための憲法として理解されたいくことを望んでの執筆であつたように私には想われる。先生はいわれる。

「わが国民によって、新憲法の基く幾多の原理又は法則が、思想的に理解されることなく、国民が単にこの近代憲法上の諸制度を、機械的に摂取し或は模倣するに過ぎなかつたならば、新憲法の将来は、推して知るべきであろう。ドイツのワイマール憲法の失敗は、ここにあつた。憲法は、学者の研究資料の集積でもなければ、又立法家の議論の堆積でもない。国民に理解せられ、国民によって実行せられることをその根本の使命としてゐる」（「日本国憲法論」二頁）と。

五 先生は、研究の傍ら学内行政の面でも法学部長、法学研究科委員長および評議員の要職にあつた。

一九六〇年代の前半に、法学部では膨張する学生数への対応としてカリキュラムを中心にした改革が進められている。六三年（昭和三八）から二つのコース制（法職課程としての第一課題、産業、経済法課程としての第二

課程) がとられ、それぞれのコース制に対応したカリキュラムが生まれ、大幅な教員増がはかれるが、その準備が先生の学部長時代に進められている。しかし、このコース制は、コース分けそれ自体に問題があったためであろうか。それともカリキュラムの内容に、あるいは履修方法に問題があったためか、多くの学生は、第一課程に集中したこともあって、一九七〇年にコース制は廃止されている。

本学は、一九五〇(昭和二五)年に創立七〇周年を迎え、以後、飛躍的な発展をみる。しかし、その発展は、大学の管理体制の矛盾をさらけだした。先生は、大学の制度改革に立ち上り五二(昭和二七)年に、「寄附行為及び付属法規改正に就いての意見書」を当時の理事長に提出している。その中には、現在でも、しばしば論議を呼んでいる総長・学長の選出について、学長の立場から意見を上申されている。すなわち、総長・学長は、各教授会から三名の推薦を受けて、評議員において決定されるというものが、当時の寄付行為の内容であった。先生は、この選出方法は、教授会の権限を軽視するものであり、評

議員会の校友による大学支配となり、教学権を侵害することになり許されてはならないと厳しい批判を加えている。また、総長の権限について、「総長は一切の学務を総理する」とあるが、これは学校教育法でいう学長の権限を侵すものであり、違法であるとその批判は厳しい。その後、一九五五(昭和三〇)年に明治大学専任教授連合(「専教連」)が設けられ、大学制度の改革に組織的に対応していくが、その対応以前に理事長宛に提出された上申書の内容もこの「専教連」の手によって生かされている。先生の正義感の一端をみることができる。

先生は、一九六〇(昭和三五)年から二期八年にわたって評議員をされたが、評議員会の席上、本学の予算審議のありように多くの問題があるとの認識にたつて演説され、理事会を困まらせていたようである。これは先生の正義感からくる頑固な一面をのぞかせているように私には想われる。

六 先生の人柄は大学院での院生に対する講義・ゼミ風景にみることができた。先生の学問に対する情熱は大

変なもので、ゼミでは先生と院生が互に机をはさんで議論する。その議論が熱中してくると、先生は顔面真っ赤に興奮され、容赦なく問題点を指摘してこられる。院生は、その真剣さに敬服していた。そうした先生の慈愛が憲法専攻者はもちろん、行政法、刑法専攻者に多くのファンをつくっていた。正月になると、先生の御家庭を訪問することもあったが、いつも多くの院生がおり、そこには学問談議があった。先生がいかに多くの院生に敬愛されていたかが伺える。

また、先生の趣味は旅行そして骨董品、美術絵画の収集家であったように思われる。わけでも、先生は、鉄道省（のち運輸省）の高級官僚であったことからだと思いが、全国無料乗車パスを持参されていたこともあって、大変旅行好きであった。熱海、伊豆方面の旅行に何回かお伴をした。ある時は、株主招待券を入手したといって富士山一周バス旅行に、またある時は箱根バイパスの完成記念バスツアーにもお伴した。旅先で戦前の中国での鉄道省時代の思い出など、酒を汲みかわしながら聞かされた。何といっても、先生が喜んで下さったのは、私が

一九七四年から七六年の二年間の在外研究中に奥様と御一緒にイギリス・ロンドンを訪問された時であった。先生は、イギリス憲法の造詣が深いこともあって、イギリス民主政治のあり方にはことのほか関心を示されていた。私はロンドン大学ユニバーティ・カレッジをはじめ高等法律研究所等を案内させて戴いたことはもちろんだが、ブリテイッシュ・ミュージアム、イギリス国会、首相官邸、高等法院、郊外のラニミード (Runnymede) の丘などの案内にはことのほか喜ばれた。とくに、ラニミードは、一二一五年七月一五日、ジョン王が封建貴族に屈してマグナ・カルタ (Magna Carta) に調印させられた場所である。テムズ川の上流にラニミードの丘がある。そこにはコンクリートで造られた円形のマグナ・カルタ記念建造物がある。この地帯は、一二一五年当時どのようなところであったか、私にはわからないが、秋の晴れた日、その丘に寝そべりながら、ジョン王がどのような姿で調印をさせられたか想像したくなるほど、今は、美しい自然のたたずまいをみせている。先生の感激はひとしおであったことが思い出される。

(参考)

○安沢喜一郎「駿台アカデミズムの形成」明治大学新聞昭和三四年二月五日発行。

○大谷正義「安沢先生の人と学風」法律論叢四二巻四・五・六合併号(安沢喜一郎教授古稀記念論文集)所収